

強風下に建物屋上で作業中、転落し死亡！

— 強風時の作業可否判断、墜落対策を万全に！ —

☆ 石巻労基署は先に発生した死亡災害について災害情報を発行しましたが、これは建設業にもあり得る事故のため参考までお知らせします。

死亡災害情報

『建屋屋上（高さ約10m）で雨量計点検中、 屋上より地上に墜落し死亡！』

災害発生年月日：平成23年1月6日（木）午前10時5分頃発生

業種：その他の事業

災害発生地：石巻市

事業場所在地：仙台市

被災者（年齢）・性別・経験：技術者（47歳）男性・29年

<災害発生状況>

3階建ての建物屋上（高さ約10m）で雨量計の点検中、点検のために取り外した雨量計の外筒が強風で飛ばされたため、その外筒を慌てて取るうとしたところ、屋上の端から転落した。

気象庁のアメダスによると災害発生当日午前10時の平均風速は12.0m/s、最大瞬間風速は19.0m/sであった。

また、点検場所には手すり等の囲いは無く、保護帽の着用はあったものの安全帯等の使用はなかった。



<災害発生原因>

1. 高所作業で墜落の危険があったにも関わらず、墜落を防止するための措置を講じていなかったこと。
2. 強風が吹いていたにも関わらず、作業を中止しなかったこと。

<災害防止対策>

1. 墜落による危険の防止

高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けること。

囲い等を設けることが著しく困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落により労働者の危険を防止するための措置を講じること。

2. 悪天候時の作業禁止

高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させないこと。

悪天候の具体的基準は、以下のようになります。

「強風」・・・10分間の平均風速が毎秒10m以上の風

「大雨」・・・1回の降雨量が50mm以上の降雨

「大雪」・・・1回の降雪量が25cm以上の降雪

また、「強風、大雨、大雪等の悪天候のため」には、当該作業地域が実際にこれらの悪天候となった場合のほか、当該地域に強風、大雨、大雪等の気象注意報または気象警報が発せられ悪天候となることが予想される場合を含みます。

【 関係条文 】

安全衛生法第21条第2項（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第519条（作業床の設置等）

労働安全衛生規則第522条（悪天候時の作業禁止）

同法第119条第1号（罰則）、同法第122条（両罰規定）

